

医師国保の栞

広島県医師国民健康保険組合
TEL: 082-258-3177

保険料計算日における資格情報にかかる入力規制について

当組合では、組合員皆様の毎月の保険料について、保険料計算日を定め、勤務終了後に2時間30分程度、保険料計算処理を行っていましたが、今般、当組合以外の都道府県医師国保組合では、通常の勤務時間内に処理を終えていることが判り、1月から保険料計算日については、保険料計算処理を通常の勤務時間内(午後2時45分から5時15分までの間)に行っています。

つきましては、3月分保険料にかかる下記保険料計算日におけるこの時間内は、資格情報にかかる登録処理を規制することとなりますので、被保険者資格取得届及び氏名・住所変更届にかかる被保険者資格に関する登録処理及び被保険者証の作成業務等については、処理することができませんので、ご留意願います。

※被保険者証をお急ぎの方は、午後2時30分までにお越しいただきますようお願いいたします。

急がれない届書は、翌日午前中に処理させていただきますので、ご承知願います。

記

令和2年2月28日(令和2年3月分保険料にかかる計算日)

事業主の皆様へ

ひとりでも労働者を雇ったら、 労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40%~100%が事業主負担となることもあります。

正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険(労災・雇用)に加入する義務がありますので、すぐに労働保険の加入手続を行い、労働保険料を納付してください。

(ただし、雇用保険は週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります。)

加入していない場合に、負傷した本人が、病院又は監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続をしてください。

お問い合わせは

- ・ 広島労働局総務部労働保険徴収課
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 TEL: 082-221-9246
<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>